

令和2年2月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 令和2年2月17日(月) 午後2時～午後2時55分

場 所 市役所別館 413 会議室

出席委員 奥水教育長 荻野委員 岸本委員 富川委員 内藤委員 堀尾委員

欠席委員 なし

事務局職員

浜野教育振興部長

植和田教育総務課長

秋原指導理事

鹿田教育総務課総務係長

森下学校教育課長

井上学校教育課指導担当課長

瀬野学校教育課主幹

飯田市民文化環境部地域づくり支援課長

谷市民文化環境部地域づくり支援課公民館担当課長

小東市民文化環境部図書館課長

1 開会

教育長 開会を宣告

2 令和2年1月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動を報告

(2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

(学校教育課)

- ① 行事予定について
- ② 新型コロナウイルス感染症対策について
- ③ 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の1月の通級・相談等の状況について

(地域づくり支援課)

- ① 公民館作品展について

(図書館課)

- ① 東図書館、西図書館の行事予定について

(質問・意見)

なし

4 議事

(教育長)

第1号議案、令和2年2月17日提出の「舞鶴市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」の上程について、議案説明をお願いします。

(瀬野学校教育課主幹)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が令和1年6月7日に改正されたことに伴い、舞鶴市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの

(教育長)

第1号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第2号議案、令和2年2月17日提出の「舞鶴市立の小学校及び中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」の上程について、議案説明をお願いします。

(瀬野学校教育課主幹)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が令和1年6月7日に改正されたことに伴い、舞鶴市立の小学校及び中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を制定するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 2 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 3 号議案、令和 2 年 2 月 17 日提出の「舞鶴市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について」の上程について、議案説明をお願いします。

(瀬野学校教育課主幹)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、学校運営協議会に関する規定が改正となることから、舞鶴市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を制定するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 3 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

教育長より、令和 2 年 2 月 17 日提出の第 4 号議案「令和 2 年 3 月舞鶴市議会定例会提出議案に係る意見については、舞鶴市議会提案前の案件であるため、舞鶴市教育委員会会議規則第 10 条により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

(以下、「非公開」)

(教育長)

最初に、令和 2 年度舞鶴市一般会予算について、各担当課から説明をお願いします。

(植和田教育総務課長)

令和 2 年舞鶴市議会 3 月定例会に提出を予定している議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定により市長から意見を求められたので、異議ない旨を申し出ることについて提案するもの。

(植和田教育総務課長)

予算概要及び教育費全体について説明。

主な事務事業調に基づき、「施設整備事業(小学校費・中学校費)」について説明。

(森下学校教育課長)

主な事務事業調に基づき、「不登校支援等推進経費」、「英語指導助手設置経費」、「小中一貫教育推進事業」、「学校給食運営経費(小学校、中学校)」、「特別支援教育支援員設置経費(小学校、中学校)」、「特色ある教育活動支援事業費補助(小学校・中学校)」、「小学生によるまちを元気にするプロジェクト事業」、「中学校部活動指導員配置事業」、「夢チャレンジ

サポート事業」について説明。

(飯田市民文化環境部地域づくり支援課長)

主な事務事業調に基づき、「生涯学習推進事業」について説明

(質問・意見)

(荻野委員)

「不登校支援等推進経費」について

新規事業ということは、聖母の小さな学校に対する支援が新たに行われるようになったということか。

(森下学校教育課長)

はい、そのとおりである。

(荻野委員)

「英語指導助手設置経費」について

英語指導助手の設置は、小学校 3, 4 年生のみのということか。

また、英語指導助手が放課後の時間を利用し、英語検定等の資格取得に特化した講座を行うのは、中学生と、小学生どちらも想定しているのか。

(森下学校教育課長)

そのとおり。英語指導助手は、小学校 3, 4 年生の英語活動において設置する。英語検定等の資格取得に特化した講座は小学校 5, 6 年生、中学生に対して行う。

(荻野委員)

中学生は、放課後クラブ活動をしているなか、講座受講の時間を確保することは可能なのか。

(秋原指導理事)

英語検定は年に何度か行われるが、これまでから英語教員がその事前対策練習を行っていた。講座は年間通してではなく、英語検定が行われる時期に合わせた直前対策として考えており、時間確保は可能である。

(荻野委員)

「小学生によるまちを元気にするプロジェクト事業」について

予算化されている事業費 300 万円の使途はどう想定されているのか。

(森下学校教育課長)

約 250 万円が委託費である。全国の市町でこういったプロジェクトに実績のある企業に事業

を委託することにより、そのノウハウを活かし事業を進めていきたいと考えている。来年度一年間で他校でも勉強してもらい、令和3年度からは企業への委託経費をかけずに事業を進めていきたいと考えている。

(荻野委員)

コーディネーターが来られて、まちづくり学習を一緒に進めていくイメージか。

(森下学校教育課長)

はい、そのとおりである。市内の事業所と学校を繋いでいただくことにもなる。

(富川委員)

この事業については学校側から申込むのか。学校教育課として各校へのアプローチは考えているのか。

(森下学校教育課長)

まず学校から手を挙げていただきたいが、なければこちらから地域に密着した学習に熱心な学校へ声掛けをさせていただく。

(岸本委員)

「小学生によるまちを元気にするプロジェクト事業」について

事業の財源はふるさと応援寄附金となっているが、寄附金は年度によって流動的に変わるものであり、来年度の財源額はわからないのではないか。

(森下学校教育課長)

この寄附金は企業版ふるさと納税であり、市外に本社を持つ企業に寄附を募り、この事業の趣旨に賛同いただけたところがあれば寄附が集まるというものであるため、300万円が集まると確定したわけではないが、しっかり企業へ説明し、理解を得て賛同をいただき、事業を進めていきたい。

(岸本委員)

「不登校支援等推進経費」について

こちらの経費の財源のふるさと応援寄附金も同様であるのか。

(森下学校教育課長)

そのとおりである。

(内藤委員)

「中学校部活動指導員配置事業」について

今年度現在の配置状況は、どうなっているのか。

(秋原指導理事)

現在の全中学校7校のうち、配置は5校5名。

勤務時間の問題や、希望する部活の指導者が確保できないという状況。しかし、配置できていない学校についても、地域の方、保護者の協力でフォローはできている。

(教育長)

次に、舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、人事課から説明をお願いします。

(三方市長公室人事課長)

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、舞鶴市公民館、及び舞鶴市立図書館の設置、管理及び廃止に関する権限を教育委員会から市長へ移行することとする所要の改正を行いたいので提案するもの。また、本条例の改正にともない舞鶴市公民館条例、及び舞鶴市立図書館条例の一部を改正することについても、規定を整備したいので提案するもの。

(教育長)

第4号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

5 その他

次回の定例教育委員会は、3月24日(火)午後2時から開催することを確認

6 閉会

教育長 閉会を宣告

署 名

(教育長)

記 録